

日野市立万願寺交流センターの指定管理に関する質問、及びそれに対する回答

| 項目 | 質問 | 回答 |
|--------------------|---|---|
| 指定管理料の参考額について | B：過年度予算を基準に算出した額について、令和8年度は11,420,000円とありますが、現状東京都の最低賃金(1163円)と、施設の年間稼働時間(359日×12時間)を人件費の最低限とする場合、5,010,204円となります。 仮に、常時二名稼働すると、10020408円となり、別表の修繕費、電気料(合計1,689,000)と合わせた時点で、前述の11,420,000円を超えます。(11,709,408円)これは、施設の管理運営体制として、基本的に二名以下で行うという意図であると考えてよろしいでしょうか？ | 常時、1名以上の職員を配置していただく形が望ましいと考えております。 |
| 施設の設置目的について | 「子育てひろば」事業を実施している施設である。とありますが、本件、万願寺交流センターを管理と、この事業との関係性はどうか考えたらよいかわかりません。 施設利用者の一部として捉えるという理解で誤りはないでしょうか？ | 「子育てひろば事業」は日野市の事業（日野市子ども家庭支援センターの委託事業）として、事業者が実施している事業です。万願寺交流センターのほか、南平駅西交流センター、地域子ども家庭支援センターや、児童館等でも事業を実施しております。交流センター指定管理者はあくまでも、事業の実施場所として、場所の使用の申請を受け、許可をする立場となります。 「子育てひろば事業」も、施設利用者であるという認識で間違いございませんが、日野市の公用利用であるため、一般利用前（3か月以上前）に予約ができ、かつ、使用料が免除となるという違いがございます。万願寺交流センターでは、原則（※学校の長期休み期間は変動あり）、火曜から金曜日（祝日、年末年始を除く）午前9時30分から午後2時30分に子育てひろば事業を実施しており、実質、火曜から金曜日の午前・午後の区分は貸室の一般利用ができない状況となります。 |
| 施設の管理運営に必要と見込まれる支出 | 上下水道やガス代について、これまでの参考額をいただくことはできないでしょうか？ | 上下水道代は、過去3年度間の平均で約144,500円です。ガスは使用しておらず、ガス代の計上は不要です。説明会時に説明が漏れており、申し訳ございませんでした。 |
| 施設の管理運営に必要と見込まれる支出 | 電話料及び通信料にあるインターネット通信や、使用料及び賃借料にある指定管理業務の遂行に必要となるシステム、アプリケーション、指定管理業務の履行に必要なプリンターについて、管理事業者が変わる際には、すべて解約された状態から新たに契約を結びなおすという理解でよろしいでしょうか？ 例えばその際、かならず残さなくてはならないものは何になりますか？ (インターネットは必須だと考えますが、プリンターは必要でしょうか？) | 現行の指定管理者と協議の上、契約を引き継ぐ（契約者変更）か、現指定管理者が解約をして別途、新指定管理者が新規契約をしていただくかご検討いただきたいと思います。 なお、施設予約システムの運用にかかる端末（施設管理者用端末、プリンター、利用者予約用端末）は日野市でリースをしており、システム利用料も市で支払っているため、指定管理者でご負担いただくのは、施設予約システムに関わる部分以外のインターネット利用分となります。PC端末及びプリンタ（インターネット利用）については、利用者からの問い合わせへの対応、掲示物や利用者アンケートの作成、管理日誌、報告書の作成等で業務遂行上、設置が望ましいと考えております。 |
| 施設概要 | 説明会の際、施設内の見学をさせていただきましたが、非常に物品が多く、どれが施設のものなのかわかりませんでした。 施設が保有する物品のリストがあるようでしたら提供していただきたいです。 (管理者が変わった際に、何が残って何がなくなるのかの想定が難しいです。) | <添付資料>にて、市に登録のある備品の一覧をお示しします。 |
| 施設概要 | 建物外部に設置されている倉庫は、交流センターが備えている設備と考えてよいでしょうか？ また、その内容物と、保有者も教えてください。 (草刈や清掃等、美観管理の為に道具の経費を計上するべきか検討しています。) | 建物外部の倉庫につきましては、万願寺交流センター施設管理に必要な物品（清掃道具、融雪剤等）を保管している倉庫（所有は指定管理事業者）と、子育てひろば事業で使用している物品を保管している倉庫（所有は子育てひろば事業の実施事業者）がございます。 草刈、清掃等に必要ない道具については、現指定管理者から引き継いで使用することが可能です。 |
| 施設概要 | 「子育てひろば」の為に、道具の収納や、一般利用者への施設利用の制限はありますか？ | 現状、和室の物入れ、通路の一部、展示室内の物入れ、外倉庫3つ等を、子育てひろば事業の物品収納場所として活用しています。また、ひろば事業の実施時間帯については、貸室以外の廊下等も含めた館内全館を使用して事業を行っている状況です。一般利用者の来館対応は通常通り実施します。 |
| 施設概要 | 施設のドアを一部利用不可とし、廊下の一部を物置のように使用していたように見受けられましたが、あのように、施設の機能を制限した運営も可能と考えてよいでしょうか？ | 施設の利用状況や安全面を考慮した上で、設備の使用状況、物品の保管場所等の運用方法については市と指定管理者と協議しながら決定していくものとします。 |
| 自主事業について | 自主事業の中には、コピーサービス、飲み物の販売は含まれますか。 | 指定管理業務を妨げない範囲で指定管理者が企画した業務（一事業者の立場で行う業務）について、自主事業で提案いただくことが可能です。例示いただいた、コピーサービスの提供や飲み物販売についても自主事業として提案できます。事業実施にあたっては、選定後、協議の上、行政財産の目的外利用の申請を市に行い、許可を得る手続き等が別途必要となります。 |